

平成28年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 議事録

1 開催日時 平成28年8月31日(水)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 浜松市役所本館 8階 802会議室

3 出席状況 ※敬称略

<専門委員> 浜松市警察部 大森
静岡県弁護士会浜松支部 鈴木 敏弘
14名 静岡地方法務局浜松支局 土井
浜松市人権擁護委員連絡協議会 石貝
浜松市医師会(小児科医会) 野田
浜松市歯科医師会 浅井
浜松市薬剤師会 澤井
浜松市助産師会 齋藤
浜松市民生委員児童委員協議会 稲田
浜松民間保育園園長会 佐藤
浜松市私立幼稚園協会 水野
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(児童養護施設) 川村
浜松市里親会 石黒
浜松市児童家庭支援センター 村瀬
<関係機関> こども家庭部 伊熊、児童相談所 鈴木 勝、
次世代育成課 安間(代理:北村)
15名 幼児教育・保育課 山本、健康増進課 小橋、
障害保健福祉課 久野(代理:岡野)、
精神保健福祉センター 二宮(代理:鈴木多美)
学校教育部指導課 梅林、中区社会福祉課 中村 秀夫、
東区社会福祉課 中野、西区社会福祉課 渥美、
南区社会福祉課 望月、北区社会福祉課 久米、
浜北区社会福祉課 木俣、天竜区社会福祉課 中村 武仁
<事務局> 中村 本子、平野、門奈、稲葉、生田、大羽
6名

4 議事内容

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について 資料1、2
- (2) 平成27年度浜松市における児童相談対応の状況について 資料3
- (3) 平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について 資料4
- (4) 浜松市児童虐待防止対策の推進について 資料5~7
- (5) 平成28年度はまっつオレンジリボン運動について 資料8
- (6) 各機関の役割及び取組み状況について 資料9
- (7) 平成27年度浜松市内部検証報告について 資料10

5 議事録

次第1 開会

事務局 本日は忙しい中お集まりいただき感謝する。ただ今より、平成28年度浜松市要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を開催する。

本日は専門委員16名中、14名が出席している。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。

次第3 こども家庭部長挨拶

事務局 開会にあたり、本会の会長である伊熊こども家庭部長から挨拶申し上げる。

会長 こども家庭部長の伊熊です。日頃は、浜松市の要保護児童等の支援、児童虐待防止のため、協力いただき感謝する。本日は、会長を務めさせてもらう。

次第2 構成機関紹介

事務局 構成機関である専門委員、市関係機関の紹介に移る。専門委員の方には、新任者の方のみ自己紹介願う。

各委員 (浜松市警察部、静岡地方法務局浜松支局、浜松市里親会)

事務局 市関係機関については、手元の名簿を参照願う。ここから先は議事に移るので、会長に進行をお願いする。

次第3 こども家庭部長挨拶

会長 本会議は、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や、当協議会の活動状況の報告・評価など、個人情報を含まない議事については公開とするが、個人情報が含まれるものに関しては、浜松市情報公開条例第7条第1項第2号の規定により、非公開とする。

今回は、次第4の議事(1)から(6)までは公開として傍聴の入室を許可し、(7)「内部検証報告」からは、個人情報が含まれる具体的な事例報告となるため、非公開としたいが、いかがか。

各委員 異議なし。

会長 傍聴の入室を許可する。

(傍聴人入室)

次第4 議事

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、次第4のとおり7項目である。

議事(1)

会長 議事(1)児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について、事務局から説明願う。

事務局 資料1、2に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
各委員 特段なし。

議事（2）

会長 次に議事（2）平成27年度浜松市における児童相談対応の状況について、事務局から説明願う。
事務局 資料3に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
佐藤委員 他自治体から浜松市に転居したケースに対し、児童相談所もしくは家庭児童相談室と他の自治体との連携状態はどのようになっているか。平成28年度、要保護児童が他自治体から転入してきたが、児童相談所や家庭児童相談室に連絡が行き届いていないように感じた。
事務局 市町村同士の連携についてまず説明する。転居ケースの情報共有の徹底は国の通知にもあり、市としても連携強化に努めている。進行管理しているケースが、他市町村に転出した場合、必ずその市町村に情報提供している。ただし、課題もある。例えば、多機関で関わっているケースである。そのような場合に、家庭児童相談室同士では連携できていても、他機関の関わりの情報が共有されないということはある。そのようなことがないよう、同じ市の中でも、総合的な情報を今後情報共有していきたいと考えている。
佐藤委員 特に他市町村から浜松市に転入の場合、関係機関が違っていても連携をして、保育所や認定こども園等に必要な情報を適切に提供いただくようお願いする。入所面接において、そのような情報があるのとないのでは保護者への対応が変わってくるため、最初に適切に対応したいためだ。
稲田委員 虐待者は実母が一番高い割合を示しているが、なぜ実母が虐待をしてしまったのかという原因分析はしているのか。
事務局 全体的な部分では、ひとり親や孤立した家庭において、今後より支援が必要だと感じている。
稲田委員 虐待が発生した後の迅速な対応は議論になるが、虐待のリスクを抱えた子育て家庭を、虐待する前にどうやって支援していったらいいのかを考えていかないと全体的に減っていかないと思う。

議事（3）

会長 次に議事（3）平成27年度浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について、事務局から説明願う。
事務局 資料4に沿って説明する。

質疑応答

- 会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
- 浅井委員 36 ページ、実務者会議からの意見が四つ挙がっているが、優先順位ややっていく順番は決まっているのか。
- 事務局 今、同時進行で全て実施している。一点目、「引き続き虐待を発見するポイント・発見後の対応の仕方などについて理解を深めることが重要である」につき、昨年度当課で作成したチェックポイントを再度周知している。二点目、「保育所・幼稚園でも同様の通知等で保護者への理解を促していくこと」につき、後ほど私立幼稚園協会からご報告いただく。三点目、「医療・保健・福祉・教育等に従事している関係者を対象に、子ども虐待対応に向けた研修と顔の見える関係づくりのための情報交換会の実施」につき、先日、保健医療・保健福祉・教育従事している関係者を対象に研修会を実施した。最後の四点目、「関係機関が一層連携し、切れ目ない支援を実施することが求められている。途切れなく関わりが持てるように新たな事業の検討も必要」につき、後ほど新規事業について当課から報告する。
- 稲田委員 2点確認したい。一点目、37 ページ、「進行管理会議の状況について」だが、南区が人口割合に対して件数が多い。二点目、代表者会議と実務者会議の役割分担はどうか。
- 事務局 一点目、南区の件数が多い要因として、多子家庭が他区に比べて多く、児童数で計上しているため、多くなってしまう。世帯数も多いが、突出して多いというわけではない。ただ、県営や市営住宅や、母子保護施設や外国人家庭も南区にあるため、支援が必要な家庭は多い現状である。二点目、代表者会議は、関係機関の代表者による要保護児童等の支援体制の共有と検討をし、実務者会議は実務機関による要保護児童等の総合的な把握・虐待防止の啓発をしている。実務者会議については、進行管理会議からの課題の抽出も行っている。また、先の報告でもあったように、実務者会議での課題を市でどのように取り組むかを代表者会議で検討する、という流れになっている。児童虐待の予防の施策については今後、また当会議で検討させていただきたい。
- 村瀬委員 37 ページの「進行管理会議の状況について」につき、進行管理会議の件数は年々増えており、予防ができていないという見方もあるが、掘り起しという観点から見れば、支援の必要な家庭を的確に把握できるというようにも言える。ただ、進行管理している件数がどのような意味を持っているのか、その点を分析いただきたい。例えば、他の政令指定都市の人口当たりとの比較などをし、浜松市はどこが進んでどこが課題として残ってるのか、提示してもらえると議論しやすい。
- 事務局 正式に報告している資料はないため、精査して次回以降、提示できるものは提示していきたい。
- 佐藤委員 37 ページの「進行管理会議の状況について」につき、稲田委員も南区の件数が多いと指摘していたが、区ごとの特徴をしっかりと把握して、区ごとに支援方法を検討できないか。
- 事務局 区の実情にあわせ、開催を増やすことは可能と考える。
- 南区社会福祉課 対応件数に基づき、進行管理会議開催の検討を図りたい。
- 石貝委員 法改正で児童相談所の見直しがあるが、それにより家庭児童相談室の業務も増えるかと思う。家庭児童相談室の人員体制あるいは仕事内容について検討し、組

織の見直しあるいは人員配置を十分に、予防も含めた対応ができるようにしていただきたい。

水野委員 36 ページの二点目、「保育所・幼稚園でも同様の通知等で保護者への理解を促していくこと」につき、報告する。前回の当会議後、虐待疑いがあった場合の対応について、私立幼稚園の全保護者に周知した方がよいと考え、今年4月に各幼稚園に配布した。ハイリスクでない場合、どの程度のところで幼稚園が児童相談所に通告したらいいのかで非常に悩む。幼稚園は親教育も仕事にしているため、いきなり通告となるとその後、円滑に親教育が進まなくなる恐れもある。この点、非常に慎重にしたいと考えており、本日参考に資料を配布しているが、協会長名で全保護者に配布してもらうよう、各園長に依頼をした。虐待の疑いがあった場合の園の対応や、キズアザ等ができた場合の保護者から園への報告、また、子育ての不安について幼稚園協会でも無料カウンセリングを実施しているので相談して欲しいといった内容を盛り込んでいる。来年度以降もこのような取り組みをしていきたいと思っている。

また、虐待予防に関する意見は、自分もそのように考えており、最近、子育てに非常にストレスを感じる保護者が多いと思う。待機児童の問題があるが、それと児童虐待の問題とは根本は育児に対するストレスという点で同じだと感じている。つまり、子育てしたくないから働きたいという意見が必ずあるというように思っている。どのような子育てがいいのか、親にどのような気持ちで子育てしてもらえばいいか、そういった点を根本的に投げかけていくことが大切であり、園の役割の一つになってくるかと思う。

議事（4）

会長 議事（4）浜松市児童虐待防止対策の推進につき、各担当部署から説明願う。
各担当部署 資料5に沿って事務局、幼児教育・保育課、健康増進課、児童相談所、学校教育
部より説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
各委員 特段なし。

議事（5）

会長 議事（5）平成28年度はままつオレンジリボン運動につき、事務局から説明
願う。
事務局 資料8に沿って説明する。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
各委員 特段なし。

議事（6）

会長 それでは、次に議事の（6）各機関の役割及び取り組み状況について、本協議会の目的である連携強化に向け、各機関の役割や立場を相互に理解・共有し、適切な支援に繋げていくことが求められている。

 今後、より連携が円滑にいくために、まず、最初に浜松市警察部から、警察の立場からの児童虐待への対応方針等について説明を願う。

警察部 浜松市警察部から、61 ページの報告をする。全国数字では、警察から児童相談所に対する通告件数は過去最多である。県内でも増加傾向であり、今年7月末現在、昨年から倍以上増えている。特に心理的虐待が最も増加している。警察としては、増加理由は虐待自体の増加もあると考えているが、社会全体の児童虐待への関心の高まりで一般人から警察への通報が増えていること、また関係機関の連携強化、情報共有の徹底でお互いへの通告が増えていることが要因と思っている。また、警察としてはDV等での児童の心理的虐待について積極的に児童相談所に通告を行っている。

 児童虐待防止対策等としては、初期対応の迅速化や適格な対応のための関係機関の連携強化が挙げられる。また、児童虐待の早期発見と被害児童の早期救出・保護の推進の一環で、人身安全関連事案としての取り組みとして、警察の組織改正で従来は少年課で対応していた案件を、平成27年4月1日から人身安全対策課という専門の部署で対応している。また、それに伴い少年課が主のDVやストーカー事案は、現在刑事あるいは生活安全課が連携して対応し、専門の部署を設けている。警察本部でも、専門班を設けて対応している。さらに、関係機関の連携強化の取り組みとして、警察から関係機関への事前照会がある。警察への児童虐待通報につき、各機関に照会してもそのような事実を把握できなかったケースは、従来警察独自で抱えていたが、そのような場合も事前照会として実施した結果を各関係機関での会議等で積極的に情報共有し、早期対応ができるよう努めている。現在の警察の取り組みについて説明させてもらった。

事務局 情報提供として、虐待防止の取り組みについて川村委員から説明願う。

川村委員 静岡県児童養護施設協議会での取り組みについて紹介する。配付資料の「第2回静岡県子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレー」を参照願う。主催は静岡県、静岡市、浜松市等である。たすきりレーは今年度2回目であり、ランナーの希望があれば静岡県社会福祉協議会まで願う。また、当日は子ども貧困対策の有識者会議メンバーの一人を講師に、講演会を行う予定だ。希望があれば参加願う。

議事（7）

会長 次に、議事の（7）平成27年度浜松市内部検証報告ついてだが、個人情報が含まれる事例の報告があるため、これより先は、非公開とする。傍聴の皆様は、退出願う。

 （傍聴者（報道関係含む）退出）

 それでは、事務局から説明を願う。

事務局 資料10に沿って説明する。本資料のうち、表紙、個人情報が含まれるため、会議終了後回収するそれ以降は持ち帰り願う。

質疑応答

会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
各委員 特段なし。

議事終了

会長 それでは事務局及び各区役所においては、実務者会議が効果的に行われるよう、調整を願う。また、各機関も、今後協力を願う。
皆様の協力に感謝し、本日の議事は終了となる。進行を事務局へ返す。

5 閉会

事務局 委員の皆様には、本日は貴重な意見をいただき感謝する。各委員においては、本日の内容を各機関へ持ち帰り、意見等があれば事務局まで願う。今後、実務担当者にも代表者会議での意見を伝え、虐待防止や支援・保護が適切に行われるよう、調整を図っていく。

次回の代表者会議は、2月を予定している。事務局から連絡させていただく。

それでは、平成28年度浜松市要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議を閉会する。本日は、ありがとうございました。

以上。